

学校法人愛知産業大学

役員及び評議員退職慰労金支給規程

施行 平成12年6月1日

最終改正 令和元年12月10日

(趣旨)

第1条 この内規は、退職した理事長、学園長、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員に支給する退職慰労金について定める。

2 前項の理事及び評議員は、学外の理事、評議員をいう。

(退職慰労金の算出)

第2条 理事長及び学園長の退職慰労金は、退任時の報酬年額の12分の1を平均報酬月額とし、これに役員在任年数を乗じ、更に最終役位係数1.5を乗じて得た額とする。

2 理事、監事及び評議員の退職慰労金は、役員・評議員報酬規程第2条（役員及び評議員の報酬）による退任時の報酬年額の6分の1を報酬基礎額とし、これに在任年数を乗じ、更に最終役位係数1.5を乗じて得た額とする。

3 役員及び評議員の在任年数は1か年単位とする。ただし、端数があるときは月割りとし、1か月未満は、1か月に切り上げる。

4 役員及び評議員が任期中に死亡又は、止むを得ない事情により退職したときは、任期中の残存期間は、在職月数に加算する。

(特別功労金)

第3条 学園の創設、その他特に功労顕著と認められる役員に対しては、前条により算出した額に、0.5以内の最終功労係数を乗じて得た額を、特別功労金として加算し、支給することができる。

(弔慰金)

第4条 役員及び評議員が任期中に死亡したときは、次の額を弔慰金として支給する。

- 一 役員・評議員の業務上の死亡 死亡時の報酬月額 \times 24か月分
- 二 役員・評議員のその他の死亡 死亡時の報酬月額 \times 6か月分

(退職慰労金の支給)

第5条 退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により役職の全てを退職した後2か月以内に支給する。

(その他)

第6条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この内規は、平成12年6月1日から施行し、平成12年5月31日付退任者から適用する。

また、理事長が学園長を兼任している場合、理事長の役員退職時に支給される退職慰労金には、これまでの学園長在任に対応する退職慰労金も含まれているものとし、今後学園長の役員在任年数は、理事長退職月以降の起算とする。

附 則

この内規は、平成13年6月29日から施行する。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月10日から施行する（改正 名称、第5条みだし第1項、第6条 追加 第7条）。